女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

特定事業主行動計画の実施状況の公表について

女性活躍推進法第 15 条第 6 項に基づく特定事業主行動計画の実施状況を以下のとお り公表します。

1 目標

時間外勤務の月平均時間数を、正規職員は 15 時間以下、臨時職員及びアルバイト職員は 3.5 時間以下とする。

2 取組状況

- ① 業務整理や見直しを行い、係間での業務の割り振りや調整を行う。
- ② 長時間労働が多い職員については、幹部職員による指導助言を行う。
- ③ 定期的にノー残業デーを設定し、長時間労働の削減に努める。
- ④ 時間外の必要性を見直し、日々チェックを行う。

3 目標に対する実績値(時間外時間数)

① 目標設定時の実績値

	医師	医療 技術職	看護職	事務職	技能 労務職	平均
正規職員	44.13	24.08	7.56	26.33		15.29

② 平成28年度の実績値

	医師	医療 技術職	看護職	事務職	技能 労務職	平均
正規職員	41.72	25.11	8.27	22.79	_	14.76
臨時職員 アルバイト職員	0.13	3.86	3.10	3.22	2.14	2.94

→ 平成 28 年度については、目標値に達している。引き続き、長時間労働の削減に 努める。